

【出産・育児・看護に係る主な制度】

制度の名称	対象	内容・利用期間
結婚休暇	男性・女性	「結婚の日」の5日前の日から「結婚の日」後1か月を経過するまでの間連続する5日以内
産前・産後休暇	女性	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間以内
配偶者出産休暇	男性	妻が出産のため入院等する日から当該出産の日以後2週間を経過する日までの期間で、2日以内
男性職員の育児参加のための休暇	男性	妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合で、5日以内
育児休業	男性・女性	子が3歳になるまでの期間
育児時間休暇	男性・女性	生後1年に達しない子の保育のため、1日2回各30分以内
育児短時間勤務	男性・女性	小学校就学前の子を養育するため、勤務時間を地方公務員の育児休業に関する法律及び条令に定める時間に短縮
育児部分休業	男性・女性	小学校就学前の子を養育するため、1日2時間以内
子の看護のための休暇	男性・女性	小学校就学前の子が負傷、疾病のため看護を要する場合に、年5日以内（小学校就学前の子が2人以上の場合は、年10日以内）
短期介護休暇	男性・女性	同居する要介護状態にある祖父母、父母、配偶者、子等の介護・世話をを行う場合で、年5日以内（要介護者が2人以上は10日以内）
介護休暇	男性・女性	同居する要介護状態にある祖父母、父母、配偶者、子等の介護・世話をを行う場合で、6か月以内

※上記以外にも、各種特別休暇があります。

たつの市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

たつの市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第23条

地方公務員の育児休業等に関する法律

たつの市職員の育児休業等に関する条例

たつの市職員の育児休業等に関する条例施行規則

- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (6) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)につき、その都度必要と認められる期間
- (7) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (8) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (9) 生後1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (10) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める期間内における2日の範囲内の期間
- (11) 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (12) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (13) 条例第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (20) 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日を超えない範囲内で職員が請求した期間
- 2 前項第10号から第13号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間(再任用短時間勤務職員にあつては、1時間)とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間 45 分

別表第2(第 23 条関係) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の 父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者 の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶 者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日